

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループは、顧客第一主義、人間性を重視した組織運営により、株主とともに持続的に発展する企業である続けることを理念としております。経営環境の変化にスピーディーに対応し、かつ企業理念にもとづき確かな意思決定を図ることができる組織体制の確立がコーポレート・ガバナンスの基本であると考えており、現在の取締役、監査役制度を一層強化しつつ、より透明性の高い公正な経営を目指してまいりますと考えております。

・リスク管理体制の整備の状況

当社グループは従来より法令の遵守はもとより、社会的良識をもって行動することとその責任の重要性を認識し、企業倫理の実践に取り組んでおります。

監査役監査、内部監査の積極的な実施のほか、グループコーポレートガバナンス担当役員を設置し、総務部・人事部・経理部・リスクマネジメント部・内部監査室等の関係部署とグループ各社の担当部署をメンバーとしたコンプライアンス委員会を組織しております。委員会では、リスクへの施策を決定し、関係部門と協力してこれを推進しており、これらの活動は随時取締役会に報告がなされる体制となっております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【原則4-8 独立社外取締役の有効な活用】

当社は、社外取締役1名と社外監査役から1名を独立役員として届出しております。

独立社外取締役は1名ではありますが、社外取締役としての客観的な立場から、他取締役及び監査役と忌憚のない意見交換を適宜行っており、独立社外取締役としての責務を十分に果たしております。

今後の状況によって、独立社外取締役を増員する必要がある場合には、候補者の選定を検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4 いわゆる政策保有株式】

当社は、取引先との安定的・長期的な取引関係の維持・継続の観点から、中長期的な企業価値向上に資すると判断する場合に限り、株式の政策保有を行う場合があります。

また、政策保有株式に係る議決権行使にあたりましては、企業価値向上の効果及び取引先企業の状況等を総合的に判断しております。

【原則1-7 関連当事者取引】

当社は、関連当事者との取引につきましては、取締役会にて定めました「関連当事者取引管理規程」に従い、取引の合理性及び取引条件の妥当性について、あらかじめ所定の手続きに則って検討することとしており、必要に応じて、取締役会に付議し承認を得るものとしております。

取引実施後につきましては、内部監査及び監査役監査にて検証がなされ、必要に応じて取締役会に報告することとしております。

【原則3-1 情報開示の充実】

(1) 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

「人が、心が、すべて。」

創業以来変わることのない当社グループの企業理念であります。

当社ホームページにおきまして公表しておりますので、ご参照ください。

<http://www.starts.co.jp/company/idea.php>

経営戦略、経営計画等につきましては、四半期毎の決算短信及び有価証券報告書に記載のほか、年2回開催しております決算説明会資料におきまして掲載しております。

資料は、当社ホームページにおきまして公表しておりますので、ご参照ください。

<http://www.starts.co.jp/investor/financial/highlight/>

(2) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

コーポレート・ガバナンス報告書「1. 基本的な考え方」に記載のとおりであります。

(3) 経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続き

当社の取締役報酬につきましては、株主総会の決議により定められた限度額の範囲内にて、1年毎に会社の業績や経営内容、取締役本人の成果・責任等を考慮し、代表取締役及び担当取締役にて検討しております。

(4) 経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続き

経営陣幹部の選任、取締役候補者指名につきましては、企業理念にもとづき確かな意思決定、適切なリスク管理等のバランスを考慮し、適材適所の観点から、代表取締役及び担当取締役が総合的に検討した上で、取締役会にて十分な説明及び議論を行い承認を得ることとしております。

監査役候補指名につきましても、財務・会計に関する知見、企業経営全般に関する知見、リスク管理に関する知見等多様な視点のバランスを考慮し、代表取締役及び担当取締役が総合的に検討し、監査役会の同意を得た上で、取締役会の承認を得ることとしております。

(5) 取締役会が上記(4)を踏まえて経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行う際の個々の選任・指名についての説明

社外取締役及び社外監査役の選任理由につきましては、本報告書「経営上の意思決定、執行及び監査に係る経営管理組織その他のコーポ

レート・ガバナンス体制の状況【取締役関係】【監査役関係】に記載のほか、取締役及び監査役候補者につきまして、「株主総会招集ご通知」の株主総会参考書類「略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況」に個人別の経歴を記載しております。

【補充原則4-1(1) 取締役会の役割・責務】

取締役会は、法令・定款に定めるもののほか、当社「取締役会規程」に定める事項の決定を行います。
また、業務執行に関しましては、当社「組織規程」・「職務権限規程」等にもとづき、権限を明確にしております。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準】

社外取締役につきましては、東京証券取引所が定める基準のもと、豊富な経験と経営に関する高い見識を有し、経営全般に対する的確な助言をいただける方を選任しております。

【補充原則4-11(1) 取締役会のバランス、多様性、規模並びに取締役の選任に関する方針・手続き】

当社は、取締役の員数は定款で15名以内と定めており、現在、2名の代表取締役、1名の独立社外取締役、11名の取締役(主要グループ会社代表取締役及び当社管理部門各責任者)の14名で、経営環境の変化にスピーディーに対応し、企業理念にもとづき的確な意思決定ができるバランスのとれた体制としております。

取締役の選任に関する方針・手続きにつきましては、原則3-1(4)に記載のとおりであります。

【補充原則4-11(2) 取締役・監査役の上場会社の兼任状況】

取締役及び監査役の兼任の状況につきましては、「株主総会招集ご通知」添付書類の事業報告「会社役員の状況」におきまして、毎年開示しております。

【補充原則4-11(3) 取締役会の実効性の自己分析・評価】

当社は、毎月1回または必要に応じて適宜取締役会を開催し、決議事項及び報告事項についてタイムリーに審議、報告、議論を行っております。社外取締役及び社外監査役の出席率も高く、忌憚のない意見や助言をいただいております。経営課題について十分な検討を行っております。

【補充原則4-14(2) 取締役・監査役のトレーニング】

当社は、取締役・監査役がその役割・責務を果たすことができるよう、必要に応じて、社内研修や外部講師による研修会を開催するほか、外部セミナー等への参加など、個々の取締役及び監査役にとって職務の遂行上必要な知識・経験等を得る機会を設けております。

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、株主・投資家とのコミュニケーションの機会として、株主総会(その後の株主懇親会)、年2回の決算説明会(説明会資料の開示)、個別ミーティング等を開催し、当社グループの事業内容の説明に努めております。

また、IR担当役員を設置し、株主・投資家とのコミュニケーションを統括するとともに、関係部署が連携して情報の発信及び株主・投資家からの情報収集に取り組んでおり、その内容につきましては必要に応じてIR担当役員または取締役会等に報告することとしております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満
-----------	------------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社豊州	11,165,196	20.68
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	5,696,900	10.55
村石 久二	4,449,562	8.24
スターツ従業員持株会	2,901,104	5.37
株式会社りそな銀行	2,184,000	4.04
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	1,789,200	3.31
J. P. MORGAN BANK LUXEMBOURG S. A. 380578	1,384,100	2.56
濱中 利雄	1,019,974	1.89
大槻 三雄	932,336	1.73
富士火災海上保険株式会社	885,600	1.64

支配株主(親会社を除く)の有無	——
-----------------	----

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明	
------	--

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
-------------	--------

決算期	3月
-----	----

業種	不動産業
----	------

直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

＜支配株主等との取引等を行う際における少数株主保護の方策に関する指針＞

当社グループは、支配株主との取引条件につきましては、当社グループの独立性を損なうことなく、一般の取引条件と同様に決定しており、少数株主の利益を害することのないよう取締役会及び監査役会で業務執行の監視を行っております。

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	14名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
米山宏作	他の会社の出身者													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
米山宏作	○	—	社外取締役米山宏作氏は、創業家出身の会社経営者として長く企業経営に携われ、豊富な経験と幅広い見識を有しております。当社の現状を踏まえ、経営全般に対しまして的確な助言をいただけるものと判断し選任いたしました。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5名
監査役の人数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人は、年間予定、業績報告等の四半期毎の会議をはじめ、業務処理・会計処理に関する情報交換を随時行っております。内部監査室は、年間予定・月間予定、内部監査結果等について、随時監査役と打合せを行っており、必要に応じてお互いに連携の上、業務改善や業務活動の適正性を指導しております。さらに内部統制制度にもとづく監査計画について、内部監査室は期初に会計監査人と打合せを行い、期中においては監査結果の評価に関する打合せを適時行い、財務報告にかかる内部統制の有効性を確認しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)													
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m	
多湖 康夫	他の会社の出身者														
前原 豊	他の会社の出身者										△				

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
多湖 康夫	○	——	社外監査役多湖康夫氏は、長く企業経営に携わっており、企業経営全般について、豊富な経験をもっております。なお、多湖氏の経歴からも当社との独立性は保たれており、一般株主との利益相反が生じるおそれはないものと判断しております。
前原 豊		——	社外監査役前原豊氏は、長く損害保険会社に勤務されていた経験から、特にコンプライアンス関係の知見に長けております。

【独立役員関係】

独立役員の数	2名
--------	----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	その他
---------------------------	-----

該当項目に関する補足説明

事業年度の業績等に応じて役員報酬を変動させております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

平成27年3月期における取締役に対する報酬の内容は次のとおりであります。

取締役 9名 257,803千円

上記のほか、取締役8名が子会社から報酬147,900千円の支給を受けております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

株主総会の決議により定められた限度額の範囲内にて、1年毎に会社の業績や経営内容、取締役本人の成果・責任等を考慮し、代表取締役及び担当取締役にて検討しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役を補佐する部署といたしまして、内部監査室は社外取締役及び社外監査役と適時情報交換を行い、場合によっては監査役監査業務の補佐を行っております。また、経理部は監査役会開催の際の事務連絡等において協力しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は取締役14名(うち独立社外取締役1名)で取締役会を、監査役4名(うち社外監査役2名)で監査役会を構成しております。取締役会は、経営の基本方針、法令で定められた事項や経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役の職務の執行を監督する機関と位置づけ、月1回開催し、また必要に応じて随時開催し、相互に業務執行をチェックできる体制としております。また、監査役4名のうち1名は常勤監査役として執務し、取締役会や当社グループ責任者会議等の重要な会議に出席するほか、当社グループの業務監査を積極的に実施し、社外監査役2名(うち1名は独立役員)とともに業務執行の適法性、妥当性のチェックをしております。さらに内部監査体制として内部監査室があり、随時内部監査を実施し、内部規程等にもとづき適正に業務推進がなされているか監査しており、監査役監査とあわせて、業務執行の適法性をチェックできる環境を整えております。当社の会計監査業務を執行した公認会計士は監査法人日本橋事務所所属する矢島賢一氏、木下雅彦氏のほか業務補助者として公認会計士3名、公認会計士試験合格者2名、その他1名であり、公正普遍的な立場から監査が実施される環境を整備しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

監査役4名のうち2名が社外監査役として就任しており、また他の2名は当社グループの業務に精通しております。監査役は取締役会のほか社内の主要会議に出席するとともに、当社グループの業務や財産の状況の調査及び監査を行っており、内部監査部門とも連携を図っております。さらに独立社外取締役の就任によりまして、その経歴からの豊富な経験と幅広い見識をもって、当社の現状の経営体制を踏まえた的確な助言をいただけるものであります。このように、当社グループの現状や将来を見据えた経営監視機能といたしましては、現在の体制が十分機能しているものと考えております。

III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	決算スケジュール等をふまえ、状況に応じて日程を設定しております。
その他	株主総会後の役員との懇談会を開催し、株主とのダイレクトコミュニケーションが図れるよう努めております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年2回、第2四半期・通期決算発表後に決算説明会を開催しており、社長による事業戦略・トピックス等の説明のほか、業績状況等の説明を行っております。	あり
IR資料のホームページ掲載	URL http://www.starts.co.jp/investor/index.php にて決算説明資料、決算短信、その他適時開示資料を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	担当役員は専務取締役兼グループCFO 大槻三雄であり、担当部署は総務部であります。	
その他	アナリスト・投資家の方々からの個別面談等のご依頼については、できる限りお応えするようしております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	内部規程「インサイダー取引防止に関する規程」に定めております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	スポーツ・文化活動への協賛を通じて、地域社会の活性化・企業理念の実践に努めております。(東京マラソンゼッケン協賛・サンスポ千葉マリンマラソン協賛・全日本大学女子駅伝協賛・スターツレディスゴルフ大会開催・全日本卓球チーム協賛・新日本フィルハーモニー賛助会員等)
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	情報開示担当役員の統制のもと、定例及び随時の取締役会等で承認を得たのち、早急に情報開示を実施する体制を整えております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社及びグループ企業各社(以下、「当社グループ」という)は、「人が、心が、すべて」という創業以来大切にしている「企業理念」を当社グループ全従業員により具現化するために、適切な組織の構築、規定、ルールの制定、情報の伝達、モニタリング等を行う体制を確立するために、内部統制システムを整備、維持していく。また、これを常に見直ししていくことにより、適正かつ効率的な体制を実現するものとする。

1. 取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

当社グループの役職員は、「人が、心が、すべて」の企業理念、内部規制、宅地建物取引業や建設業法をはじめとする関連法令等の理解が法令・定款及び社会規範を遵守した行動のための基本であることを認識し、その徹底を図るため、リスクマネジメント部においてコンプライアンスが取り組みの横断的に統括することとし、同部を中心に当社グループ役職員の教育等を行う。また、当社代表取締役が繰り返しその精神を当社グループ役職員に伝えることにより、法令順守をあらゆる企業活動の前提とすることを徹底する。内部監査室は、リスクマネジメント部と連携の上、コンプライアンスの状況を監査する。これらの活動は定期的に取締役会及び監査役会に報告されるものとする。

2. 取締役の職務の執行に係わる情報の保存及び管理に関する事項

当社グループの文書取扱管理規定に基づき、取締役の職務執行に係わる情報を記録し保存、管理する。取締役及び監査役は、これらの情報を閲覧することができるものとする。

内部監査室は、情報の記録・保存・管理状況等の監査を行うものとする。

3. 損失の危険の管理に関する規定、その他の体制

当社グループの取締役会がリスク管理体制を構築する責任と権限を有し、コンプライアンス、環境、災害、品質、情報セキュリティ等に関するリスクについては、それぞれ担当部署にて、規制・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布を行うものとする。

また、リスクマネジメント部は、当社各部と連携して当社グループ全体のリスクを網羅的・総括的に管理する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制

当社は、変化の激しい経営環境に迅速に対応すべく、定例の取締役会のほか必要に応じて随時開催し、業務執行上の責任を明確にするため、取締役の任期を1年と定めている。また、当社グループの取締役会の業務執行の効率を図るため、以下の体制を整備する。

(1) 職務権限・意思決定のルールの策定

(2) 取締役会による中期経営計画の策定、中期経営計画に基づく事業ごとの業績目標の設定と月次・四半期業績管理の実施

(3) 取締役会による月次業績のレビューと改善策の実施

5. 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社グループにおける内部統制の構築を目指し、業務適性については、関係会社各規定に基づき管理し、業務執行の状況について、リスクマネジメント部、総務部、人事部、経理部、内部監査室等の各担当が評価及び監査を行うものとする。リスクマネジメント部、総務部、人事部、経理部、内部監査室等の各担当は、当社グループに損失の危険が発生し、各担当者がこれを把握した場合には、直ちに発見された損失の危険の内容、損失の程度および当社に及ぼす影響等について、当社の取締役会及び担当部署に報告する体制を確保する。

内部監査室は、内部監査を実施した結果を取締役会、監査役、グループ会社社長等に報告し、内部統制の整備を推進するとともに、各部と協議の上、改善策の指導、実施の支援、助言等を行う。

監査役はグループ全体の監視・監査を実効的かつ適正に行えるよう、会計監査人との緊密な連携体制を構築する。

6. 監査役がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役は、内部監査室所属の職員に監査業務に必要な事項を命令することができるものとし、監査役より監査業務に必要な命令を受けた職員はその命令に関して、取締役、内部監査室長等の指揮命令は受けないものとする。

当該職員の人事異動等については、監査役会の同意を得るものとする。

7. 取締役及び使用人が監査役会に報告するための体制その他の監査役会への報告に関する体制

当社グループの役職員は、当社監査役会の定めるところに従い、法定の事項に加え、当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況等を要請に応じて報告および情報提供する。報告の方法(報告者、報告受領者、報告時期等)については、取締役と監査役との協議により決定する方法とする。

監査役への報告を行った当社グループの役職員に対し、当該報告を行ったことを理由に不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループ役職員に周知徹底する。

8. その他監査役会の監査が実効的に行われていることを確保するための体制

監査役会は、代表取締役社長、監査法人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催し、効果的な監査業務の遂行を図る。取締役は、監査役の適切な職務遂行のため、監査役と子会社の取締役・監査役との情報交換が適切に行われるよう協力する。

また、監査役会が職務を執行する上で必要な費用に関しては、速やかに当該費用の処理を行うものとする。

9. 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社グループは財務報告の信頼性の確保及び金融商品取引法にもとづく、内部統制の有効性の評価かつ内部統制報告書の適切な提出に向け内部統制システムを構築する。また、本システムが適正に機能し、運用が継続されるよう評価及び是正を行う。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を持たず、反社会的勢力からの不当要求・妨害行為に対しては、警察や弁護士等の外部専門組織と連携し、毅然とした態度で組織的に対応することを基本方針とする。

当社グループでは「行動規範ハンドブック」を全社員に配布し、そのハンドブックにおいて、反社会的勢力に対する行動規範を記載し、その事項の遵守を全社員へ周知徹底する。また、総務部を反社会的勢力対応部署とし、同部が反社会的勢力に関する事項を統括管理し、不当要求防止責任者を配置、「反社会的勢力排除マニュアル」を作成しグループ内に告示し運用する。

反社会的勢力による不当要求に備え、平素から警察や弁護士等との外部専門機関と連携をとる。

√その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

・会社の機関・内部統制の関係図

